労働災害による死亡者数を２０％以上、死傷者数を５％以上減少させるために！（第１３次労働災害防止計画の最終年度に向けて）

C:\Users\kitamuraa\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.Outlook\UDS78XCJ\厚労省マークa.jpg 北海道労働局　労働基準部 安全課

　北海道労働局では、第１３次労働災害防止計画（平成３０年度～令和４年度）に基づき、計画期間の５年間で、死亡者数を２０％以上、休業４日以上の死傷者数を５％以上減少させる取組を進めています。

　最終年度の現状では、令和３年の死亡者数は、平成２９年と比べ２７．２％（２２人）減少しており、目標達成の水準にありますが、死傷者数については２２．０％（１，４７１人）増加しており、なお目標達成に向けて厳しい状況にあります。

　このため、第１３次労働災害防止計画の最終年度の北海道労働局の取組内容を北海道内の各事業場・団体にお知らせし、一層の労働災害防止に取り組んでいただくことを目的に、本リーフレットを作成しました。

**H29年に比べ20％減**

**１　業種別の取組事項**

**（１）建設業**

［現　状］

死亡者数、死傷者数とも、「墜落・転落」によるものが３割以上と最も多く、その内、はしご・脚立等からが２５．９％、足場等からが１６．６％、トラックからが１２．１％､屋根等からが９．３％となっている。

ここ数年は、足場以外のはしご等及び屋根等からの墜落に占める割合が高いほか、建設機械等との接触、クレーン等の転倒による災害も依然として発生している。

［取　組］

1. 墜落・転落災害防止対策

ア　足場及び屋根・はり、建築物、はしご・脚立等からの墜落・転落防止措置の徹底

イ　「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成２７年５月２０日一部改正）に基づき、「より安全な措置」等の一層の普及促進

ウ　フルハーネス型墜落制止用器具の使用の普及促進

1. 建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策、統括安全衛生管理についての取組
2. 災害が多発する４月～６月の建設工事着工期、７月～９月の建設工事最盛期、１０月～１２月の建設工

事追い込み期における、各期の特徴に応じた労働災害防止対策についての取組

**（２）製造業**

［現　状］

死傷災害は、「転倒」によるものが最も多く発生し、次に機械（食品加工用機械及び一般動力機械、金属・木材加工用機械等）による「はさまれ・巻き込まれ」災害であり、この二つで４６．４％を占めている。

製造業における死傷災害のうち５３．７％を占める食料品製造業については、「転倒」の割合が３１．７％と最も高くなっている。

**5年で20％減**

［取　組］

　　　①　機械災害への安全対策の徹底

　　　②　転倒災害防止対策の推進

　　　③　パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施

（３）林業

［現　状］

死傷者数は、平成２９年に初めて１００人を切り、令和元年に増加したが、令和２年以降は減少し、令和３年は７４人と過去最少である。死亡者数についても令和元年から減少し、令和３年に林道からグラップルが転落し１人が亡くなっている。また死傷者数の３７．８％は、伐倒作業において発生している。

**5年で5％減**

**5年で20％減**

［取　組］

○　伐木作業における基本的な安全対策

ア　改正労働安全衛生規則の周知を図る。(特別教育等)

イ　「かかり木の処理の作業におけるガイドライン」に沿った安全作業の徹底

ウ　「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に沿った安全作業の徹底

**（４）陸上貨物運送事業**

［現　状］

　　　死亡者数は、８人のうち「墜落・転落」「交通事故（道路）」によるものが各２人となっている。

死傷者数は、「墜落・転落」によるものが最も多く２７．２％、「転倒」が２２．１％、「動作の反動・無理な動作」が１６．２％の順となっている。

**5年で5％減**

**5年で20％減**

［取　組］

1. 「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づいた安全作業の徹底

ア　安全衛生教育の実施

イ　安全作業連絡書の活用

ウ　安全衛生協議組織の設置

1. 「荷役作業場所のチェックリスト」の活用
2. 交通労働災害防止の徹底
3. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の労働災害防止強調運動との連携

**（５）第三次産業**

［現　状］

死亡者数はいったん減少したが増加となり、死傷災害は急激な増加となっている。事故の型別では転倒、

動作の反動・無理な動作（主に腰痛）によるものが多く、特に小売業においては発生件数の４５．８％が転倒災害となっている。

**5年で20％減**

**5年で5％減**

［取　組］

1. 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
2. 安全衛生教育による、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動等の促進
3. パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
4. 転倒災害防止対策の推進
5. 腰痛災害が多発している社会福祉施設における腰痛予防対策の推進
6. 小売業、介護施設∔safe協議会等の設置

**２　転倒災害防止（全業種共通の重点取組事項）**

［現　状］

全死傷者数のうち、転倒災害の割合は２６．５％であり、全国における発生割合より３．９ポイント高くなっている。

これは、１２月から３月の冬季間における発生が５３．２％を占めていることから、冬季の積雪、路面等の凍結による影響が大きいと考えられる。

［取　組］

〇　「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」、「北海道冬季ゼロ災害運動（１２月～３月）」の取組

ア　４Ｓ活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進等による、職場環境の改善

イ　転倒しにくい作業方法の確立、作業に適した靴の着用、転倒しないための靴選び

ウ　事業場敷地内、駐⾞場、出⼊⼝、通勤経路等の滑り易い場所の確認と労働者への周知。通路等への

凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）、屋外や屋外に通じる階段へのすべり止めの設置等

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、「交通労働災害の現状と防止対策」「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」「安全衛生優良企業公表制度」「第１３次労働災害防止計画」「あんぜんプロジェクト」等の安全活動に役に立つ資料を掲載していますので、ご活用ください。

北海道労働局のホームページにも、労働災害防止に関するリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

北海道労働局ホームページ ＞各種法令・制度・手続き ＞安全衛生関係 ＞ 安全関係 ＞ 労働災害防止について

（Ｒ４．６）